

2020 年度

大学院要項

経済学研究科

京都先端科学大学大学院

目次

項目	ページ
2020 年度 大学院学年暦	1
教務センター・授業時間について	
I. 経済学研究科について	3
II. 履修指導	4
III. 履修方法と科目一覧	5
IV. CFP®認定教育プログラム	6
V. 学位論文について	7
VI. 気象警報発令あるいは交通機関に遅延等があった場合の授業および試験の取り扱い	8
VII. 諸規程	9

2020年度 大学院学年暦

春 学 期

4月 1日	学年始め
4月 4日	入学式（中止）
4月 6日	春学期授業開始
5月 2日 ~ 5月 6日	休業
5月15日	創立記念日（授業実施）
7月22日	春学期授業終了
8月 4日 ~ 9月 6日	夏季休業

秋 学 期

9月17日	秋学期授業開始
9月20日 ~ 21日	龍頭祭〈京都太秦キャンパス〉
10月30日	龍尾祭準備（3・4・5 講時休講）
10月31日 ~ 11月 1日	龍尾祭〈京都亀岡キャンパス〉（休講）
11月 2日	龍尾祭後片付け（1・2 講時休講）
11月23日	休日授業
12月23日 ~ 1月 3日	冬季休業
1月 4日	授業再開
1月19日	秋学期授業終了
3月22日	大学院学位授与式
3月31日	学年終り

教務センター

教務センターでは、履修登録を始め様々な手続きについてアドバイス等を行っています。大学には教務センターの他にも多くの窓口があり、目的に応じて異なります。まずは教務センターへ問い合わせてください。必要に応じて窓口を案内します。

《京都太秦キャンパス窓口取扱時間》（土日祝日、その他大学が定める休業日を除きます。）

月～金	8:30～17:00
-----	------------

《京都亀岡キャンパス窓口取扱時間》（土日祝日、その他大学が定める休業日を除きます。）

月～金	8:30～17:00
-----	------------

授業時間

京都太秦キャンパス

1 講時	2 講時	3 講時	4 講時	5 講時
8:50～10:20	10:30～12:00	12:40～14:10	14:20～15:50	16:00～17:30

京都亀岡キャンパス

1 講時	2 講時	3 講時	4 講時	5 講時
9:30～11:00	11:10～12:40	13:20～14:50	15:00～16:30	16:40～18:10

I. 経済学研究科について

○ 研究科の教育目的

経済学研究科は、現代経済社会の特性を踏まえつつ、国民生活の環境変化に伴う諸問題を分析し、広い視野に立って深い学識を修得し、高度な専門性の求められる職業を担うことのできる人材の育成を目的とする。

○ アドミッション・ポリシー【入学者受入れの方針】

本研究科では、経済学部卒業者及びこれらと同等の学力を有する者で、かつ以下の条件を満たす者を受け入れる。

1. 高度な専門性を身につけて、社会の様々な分野で活躍する職業人を目指す者。
2. 経済学に立脚しつつ、経営学や法学等の学問領域横断的な問題に対する解答を見出したい者。

○ カリキュラム・ポリシー【教育課程編成・実施の方針】

本研究科では、経済学の多様な分野において、経済に関する専門知識及び応用技能を修得し、現代の経済社会を深く分析し、様々な分野で活躍できる優れた学識と能力を備えた人材を育成するため、以下のようなカリキュラム・ポリシーを設定している。

1. カリキュラムは講義科目と演習科目に区分され、講義科目は「理論分野」と「政策分野」とをバランスよく配置している。
2. CFP®認定教育プログラムを実施し、所定の科目を履修することでCFP 審査試験の受験資格が得られる。
3. 演習科目では担当教員が専門的な研究を指導し、修士論文の完成までに中間報告会を実施する。担当教員以外の教員が参加して論文の進捗状況を確認すると同時に論文の問題点が指摘され、論文に対する厳格な指導と評価を行う。

○ ディプロマ・ポリシー【学位授与の方針】

本研究科では、所定の単位を修得し、提出した修士論文が審査され合格と判定された者は、以下のいずれかの能力を身につけていると判断され、修士（経済学）の学位を授与する。

1. 日本経済及び世界経済を理論的に考察し、政策提言のできる高度な専門知識・能力。
2. 税理士を中心とした税務と会計の専門職並びに金融に関する専門知識・能力。
3. 公的機関の専門職に必要な専門知識・能力。

【教育課程の特色】

1. 経済学専攻

本研究科のカリキュラムは、講義科目と演習科目とに区分され、講義科目は標準的な経済学研究のための「理論分野」と「政策分野」から構成されていますので、各自の研究テーマに即した体系的な科目履修が可能になります。指導教授は、本研究科修了までのアカデミック・アドバイザーとしての役割を果たし、指導教授担当の演習科目は、本研究科での体系的な科目履修の基軸になります。修士論文は演習担当者の指導の下で執筆していくことになりますが、修士課程 2 回生の春学期にはテーマ報告会、秋学期の初めには中間報告会が開催され、修士論文の確実な作成のための研究報告会もカリキュラムに組み込まれています。

2. 税理士養成コース

講義科目群が、「経済学」「経営学」「法学」の3分野にわたって用意されていますので、税理士資格の取得を目指す研究計画に役立つ科目を選ぶことができます。経済学研究科の演習担当者の指導の下で修士論文執筆を行う場合は、【経済学専攻】となります。

3. CFP®認定教育プログラム

CFP®資格は、ファイナンシャル・プランナーの国際資格です。経済学と経営学の両研究科にまたがる所定科目（p.6 参照）の単位を修得すれば、AFP 認定者でなくてもCFP®資格審査試験を受験することができます。また、CFP®の所定科目を修得し、さらに所定科目内で課題提案書を作成して日本FP協会へ提出すれば、AFP の登録権利を得ることができます。

Ⅱ. 履修指導

入学時に選択した演習科目の担当者が、指導教授になります。指導教授は、受講生一人ひとりの研究目的に沿った科目履修ができるよう配慮するとともに、修士論文指導を含め全般的な指導を行います。

〈経済学研究科履修計画表〉

1 年次

学期	時期	行事	研究事項	備考
春学期	4 月	入学式 履修登録 指導教員の決定	指導教員と相談しながら履修登録、研究計画書を作成	
			研究領域の基礎知識の修得	論文、資料の探し方、図書館・DBの利用法、Eviews など基本的統計ソフトの利用法、論文の書き方の基本
			テーマに沿った資料、文献探索、それらの講読、大まかな研究テーマの検討	
			テーマに沿った論文、資料の講読	休業前に指導教授に休暇中の研究計画を提出
秋学期			研究計画の再確認、先行研究の整理	テーマ・問題意識・関心の確認
			学位論文テーマ設定説明会に向けての準備	テーマ設定について指導教授より承認を受ける
	2 月中旬	学位論文テーマ設定説明会		
			説明会で受けたコメントを参考にテーマの論点整理およびテーマの再検討	

2 年次

学期	時期	行事	研究事項	備考
春学期			テーマの再設定および最終確認	テーマ変更を行った場合、指導教授より新テーマの承認を受ける
			テーマ報告会に向けての準備	
	5 月中旬	学位論文テーマ報告会		
			報告会でのコメントを参考に修正および論点の再整理 論文骨子の完成	指導教授に論文骨子を確認してもらう
			論文の拡張	
秋学期			中間発表会に向けての準備	
	9 月末	学位論文中間発表会		
			中間報告会でのコメントに基づき論文の検討、拡充	
	12 月末		指導教授に最終稿の提出	
			論文形式、誤字・脱字などの最終チェック	
	1 月末	学位論文提出		提出前に指導教授から最後のチェックを必ず受ける
	2 月	学位論文口頭試問		

Ⅲ. 履修方法と科目一覧

【履修方法】

本課程を修了するためには、原則として2年以上在籍し、指導教授の担当する演習8単位を含む計32単位以上を修得し、修士論文審査及び最終試験に合格しなければなりません。なお、演習科目は指導教授の担当する演習のみ履修が可能です。

分類	科目名	単位数	担当者	科目名	単位数	担当者
理論分野	ミクロ経済学	2	川崎雄二郎	財政学	2	跡田 直澄
	ミクロ経済分析	2	川崎雄二郎	公共経済学	2	久下沼仁等
	マクロ経済学	2	木口 武博	経済社会学	2	平田 謙輔
	マクロ経済分析	2	木口 武博	経済学史	2	渡辺 恵一
	計量経済学	2	川崎雄二郎	近代経済学史	2	渡辺 恵一
	経済統計学	2	川崎雄二郎	社会経済史	2	大野 彰
	時系列データ分析	2	木口 武博	西洋経済史	2	大野 彰
	時系列モデル	2	木口 武博	パーソナルファイナンス	2	山本 陽一
	情報科学	2	不開講	リスクの経済学	2	山本 陽一
	金融経済論	2	澤田 吉孝	リスク・マネジメント	2	山本 陽一
	国際金融論	2	道和孝治郎	不動産運用設計	2	山本 陽一
	国際経済学	2	李 立栄			
政策分野	経済政策論	2	清水 裕子	交通経済論	2	中条 潮
	比較経済政策論	2	清水 裕子	租税論	2	堀村不器雄
	公共政策論	2	久下沼仁等	租税制度論	2	堀村不器雄
	社会政策論	2	平田 謙輔	税務会計実務	2	不開講(隔年)
	産業政策論	2	土屋 貴裕	新会計基準と法人税	2	不開講(隔年)
	金融政策論	2	澤田 吉孝	技術移転論	2	跡田 直澄
	財政政策論	2	跡田 直澄	技術戦略論	2	跡田 直澄
	地域経済論	2	土屋 貴裕			
経営・ 法学分野	経営戦略論研究A	2	大島 博行	行政作用法	2	木藤伸一郎
	経営戦略論研究B	2	大島 博行	租税法総論	2	村井 淳一
	中小企業経営論研究A	2	谷村 真理	租税手続法	2	村井 淳一
	中小企業経営論研究B	2	谷村 真理	租税争訟法	2	不開講(隔年)
	会計学研究A	2	付 馨	所得税法	2	橋本 清治
	会計学研究B	2	付 馨	法人税法	2	橋本 清治
	監査論研究A	2	吉岡 一郎	民法総則	2	色川 豪一
	監査論研究B	2	吉岡 一郎	会社法A	2	小野里光広
	管理会計論研究A	2	呉 綺	会社法B	2	小野里光広
	管理会計論研究B	2	呉 綺	経済法	2	村田 淑子
	財務諸表論研究A	2	藤川 義雄	法情報処理	2	村田 淑子
	財務諸表論研究B	2	藤川 義雄			
演習科目	理論経済学演習A～D	各2	木口 武博	公共経済学演習A～D	各2	久下沼仁等
	計量経済学演習A～D	各2	川崎雄二郎	地域経済論演習A～D	各2	土屋 貴裕
	時系列解析演習A～D	各2	木口 武博	地域交通論演習A～D	各2	中条 潮
	金融経済論演習A～D	各2	澤田 吉孝	社会政策論演習A～D	各2	平田 謙輔
	経済学史演習A～D	各2	渡辺 恵一	租税論演習A～D	各2	堀村不器雄
	社会経済史演習A～D	各2	大野 彰	租税法演習A～D	各2	村井 淳一
	経済政策論演習A～D	各2	清水 裕子	技術移転論演習A～D	各2	不開講

本学他研究科および他大学の大学院研究科の修得単位については、合わせて10単位まで修了単位数と認める。

Ⅳ. 京都先端科学大学大学院（経済学研究科、経営学研究科）による

「CFP®認定教育プログラム」



下欄(1)～(6)に定める各分野に対応する講義科目のうち各分野2単位以上、及び下欄(7)に定める演習科目等のうち4単位以上の計16単位以上の修得が必要です。なお、他研究科の開講科目については、修得単位が10単位まで認められますので、その枠内で履修計画を立てなければなりません。

分 野	科目名	担当者	開講研究科
(1)金融資産運用設計	金融経済論	澤田 吉孝	済・営
	金融政策論	澤田 吉孝	済
	時系列モデル	木口 武博	済
	時系列データ分析	木口 武博	済
	会計学研究A	付 馨	済・営
	会計学研究B	付 馨	済・営
(2)不動産運用設計	物権総論	右近 潤一	営
	契約法	右近 潤一	営
	不動産運用設計	山本 陽一	済
(3)ライフプランニング・ リタイアメントプランニング	社会政策論	平田 謙輔	済・営
	パーソナルファイナンス	山本 陽一	済
	公共経済学	久下沼 仁筈	済・営
(4)リスクと保険	リスクの経済学	山本 陽一	済
	リスク・マネジメント	山本 陽一	済
(5)タックスプランニング	租税法総論	村井 淳一	済・営
	租税論	堀村 不器雄	済・営
	所得税法	橋本 清治	済・営
	法人税法	橋本 清治	済・営
	管理会計論研究A	呉 綺	済・営
	財務諸表論研究A	藤川 義雄	済・営
	財務諸表論研究B	藤川 義雄	済・営
(6)相続・事業承継設計	家族法	色川 豪一	営
	租税手続法	村井 淳一	済・営
	租税争訟法	不開講（隔年）	済・営
	租税制度論	堀村 不器雄	済・営
(7)演習等	金融経済論演習A～D	澤田 吉孝	済
	時系列解析演習A～D	木口 武博	済
	公共経済学演習A～D	久下沼 仁筈	済
	社会政策論演習A～D	平田 謙輔	済
	会计学演習A～D	付 馨	営
	租税論演習A～D	堀村 不器雄	済
	租税法演習A～D	村井 淳一	済

★不開講の場合もありますので、履修登録前に必ず事務窓口で確認してください。

V. 学位論文について

1. 学位論文題目の提出

- (1) 本研究科所定の「学位論文題目届」に指導教授の承認印を得た上で、学年暦に定められた日までに教務センター事務室に提出する。
- (2) 題目の変更を行う場合は、上記と同様の手続を経て、教務センター事務室に提出する。

2. 学位論文の提出

- (1) 学位論文の使用言語は、日本語又は英語とする。
- (2) 学位論文の文字は、ワープロ又はタイプ書きとする。
- (3) 正 1 通、副 2 通（コピー可）を教務センター事務室に提出する。
- (4) 学年暦に定められた日までに教務センター事務室に提出する。

3. 学位論文の形式と内容

A. 日本文の場合

- (1) 表紙はA4 版とする。論文題目、指導教授名、研究科・専攻名、学籍番号及び氏名を横書きで記入した白紙を添付する。
- (2) 本文は通常のコピー用紙A4 版の白色に下記 3.A.(4)の書式で 15 枚以上（裏面使用不可）とする。
- (3) 注は、脚注もしくは各章の後に置き、参考文献一覧を掲載する場合は、末尾に付する。
- (4) 用紙は通常のコピー用紙A4 版の白色を使用する。印字は黒色とする。書式設定は、横書き、1 頁 1 行 40 字×35 行（脚注含む）とし、文字サイズ・間隔等は見やすく設定する。
- (5) 学位論文には、論文要旨を本文の前に添付するものとする。論文要旨は、本文と同じ書式とし、枚数は特に定めない。

B. 英文の場合

- (1) 表紙は、A4版の表紙を指定する。論文題目等は上記 3.A.(1)に準じて白紙に記入し、それらを貼付する。
- (2) 本文は、通常のコピー用紙A4 版の白色に下記 3.B.(4)の書式で 40 枚以上（裏面使用不可）とする。
- (3) 注、参考文献一覧については、上記 3.A.(3)と同じとする。
- (4) 用紙は通常のコピー用紙A4 版の白色を使用する。印字は黒色とする。書式は、横書き、文字はエリート（1 インチに 12 文字）又はパイカ（1 インチに 10 文字）とし、エリートの場合は 1 頁 21 行、パイカの場合は 26 行とする。
- (5) 学位論文には、論文要旨を本文の前に添付するものとする。論文要旨は、本文と同じ書式とし、枚数は特に定めない。

4. 学位論文の審査

- (1) 提出された論文は、学位論文審査委員会で審査する。
- (2) 審査委員会は、主査 1 名、副査 2 名の計 3 名とし、研究科委員会において選出する。

5. 学位論文口頭試問

- (1) 本学学位規定第 8 条の「最終試験」として、口頭試問を行う。
- (2) 試問は、所定の 32 単位以上を修得（見込みを含む）し、かつ学位論文を提出したものに対して行う。
- (3) 試問は、上記の学位論文審査委員会が、提出された学位論文について口述により行う。

6. 合否判定

- (1) 論文審査結果と口頭試問結果に基づいて研究科委員会で合否を判定する。なお、論文審査は、次の(ア)から(オ)の各項目を A・B・C・D の四段階で評価し、これらの評価を踏まえて総合的に判断する。
 - (ア) 研究テーマに関する先行研究の整理と課題設定について
 - (イ) 論文の構成と論理展開について
 - (ウ) 研究方法や分析手法について
 - (エ) 図表処理や引用文献などの表記について
 - (オ) 設定された課題の解明について
- (2) 所定の 32 単位以上修得し、学位論文に合格したものには、学位記が授与される。

7. 提出された論文の扱い

- (1) 合格した論文は、正 1 通を図書館に保存する。

Ⅵ. 気象警報発令あるいは交通機関に遅延等があった場合の授業および試験の取り扱い

(1) 気象警報が発令された場合

京都府南部京都・亀岡（京都市、亀岡市、向日市、長岡京市、大山崎町のいずれか）に「特別警報」「暴風警報」「暴風雪警報」のいずれかが発令された場合は、本学が開講する授業および定期試験の対応は、以下のとおりとなります（すべてのキャンパス等が対象）。

警報解除時刻	授業および試験開始講時
7時までに解除	1 講時から実施
10 時までに解除	3 講時から実施
10 時を過ぎて解除	全講時休講

（注）「大雨警報」「洪水警報」「大雪警報」は、原則として、休講の対象にはなりません。

ただし、特例的に大学が休講にする場合があります。その場合は、本学 HP および「先端なび」に掲示を行います。

※ 授業開始後に対象警報が発令された場合は、原則として、以降の授業は休講となります。

「特別警報」が発表されたら、ただちに命を守る行動をとってください。当該事由により授業または試験に出席できなかった場合は、下記の公共交通機関が遅延した場合に準じて対応してください。

(2) 公共交通機関が遅延した場合

当該事由により授業または試験に出席できなかった場合は、下記のいずれかの対応をとってください。

① 授業（授業内試験を含む）に出席できなかった場合

当日中に科目担当教員に直接その旨を伝えて指示に従うこと。

② 期末定期試験に出席できなかった場合

追試験受験が認められるので、当該科目の試験終了後、必ず2日以内（試験当日・土日祝を含まない）に教務センターへ申し出て、追試験の申請手続きを行うこと。

なお、遅延状態によっては、授業または試験開始時刻を変更する場合もあるので、掲示に注意してください。

※ 追試験の申請手続きには運休証明または遅延証明が必要です。

休講等の確認は「先端なび」をご利用ください。電話による問い合わせは避けてください。

Ⅶ. 諸規程

京都先端科学大学大学院学則

平成6年3月14日制定

第1章 総則

第1条 この大学院は、京都先端科学大学大学院（以下、「本大学院」という。）と称する。

第1条の2 本大学院は、学園の建学の精神を踏まえて、教育基本法及び学校教育法に基づき、専門分野における学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥を究めて、社会の進展に寄与することを目的とする。

第1条の3 本大学院経済学研究科は、現代経済社会の特性を踏まえつつ、国民生活の環境変化に伴う諸問題を分析し、広い視野に立って深い学識を修得し、高度な専門性の求められる職業を担うことのできる人材の育成を目的とする。

本大学院経営学研究科は、国際化・情報化・コンプライアンスの欠如といった社会環境の著しい変化の中にあって経営組織体の内外部で生ずる関連諸現象に関して、経営学的側面の理論的かつ応用実践的な専門能力を有する有為の人材育成を教育目標としている。

本大学院人間文化研究科は、人間の心理、社会の態様、文化の機能を多角的に解明する学問体系の構築を図り、歴史的な視点を踏まえて、現代社会が抱える諸問題の解決に寄与できる人材を育成することを目的とする。

本大学院バイオ環境研究科は、多様な生き物と共生できる持続可能な地域環境（バイオ環境）を作り上げることを目標とし、そのために、バイオ環境をデザイン（設計）する領域の発展と、これに対応したバイオテクノロジーと環境学を連携させた広い視野を持つ人材を養成することを目的とする。

本大学院工学研究科は、次世代の電気機械システムに必須の専門領域の高度な知識に加え、多様な学問分野の動向と社会ニーズを踏まえた社会的ニーズの高い問題発見能力を有し、新しい概念を“創造”することによって次世代の産業の創出と新たな価値の創出に貢献できる技術者・研究者を育成することを目的とする。

第2条 本大学院は、教育研究水準の向上を図り、第1条及び第1条の2の目的を達成するため、教育研究活動等の状況について自己点検及び評価を行うこととする。

2 前項の点検及び評価を行うに当っては、自己点検・評価に関する委員会を置く。

第3条 本大学院に修士課程並びに博士課程を置く。博士課程は前期及び後期に区分する。

2 修士課程は、広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要の高度の能力を養うことを目的とする。

3 博士課程は、専攻分野について研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うことを目的とする。

第2章 研究科・専攻・収容定員及び修業年限

第4条 本大学院に次の研究科及び専攻を置く。

研究科名	課程名	専攻名
経済学研究科	修士課程	経済学専攻
経営学研究科	修士課程	経営学専攻
人間文化研究科	修士課程	人間文化専攻
バイオ環境研究科	博士課程前期	バイオ環境専攻
	博士課程後期	バイオ環境専攻
工学研究科	博士課程前期	機械電気システム工学専攻
	博士課程後期	機械電気システム工学専攻

第5条 本大学院研究科の学生定員は次のとおりとする。

研究科名	課程名	専攻名	入学定員	収容定員
経済学研究科	修士課程	経済学専攻	5名	10名
経営学研究科	修士課程	経営学専攻	5名	10名
人間文化研究科	修士課程	人間文化専攻	10名	20名
バイオ環境研究科	博士課程前期	バイオ環境専攻	20名	40名
	博士課程後期	バイオ環境専攻	3名	9名

工学研究科	博士課程前期	機械電気システム工学 専攻	15名	30名
	博士課程後期	機械電気システム工学 専攻	2名	6名

第6条 本大学院の修士課程の標準修業年限は2年とする。但し、4年を超えて在学することはできない。

2 本大学院の博士課程の標準修業年限は、前期2年、後期3年とする。但し、前期4年、後期6年を超えて在学することはできない。

3 学生が、職業を有している等の事情により、前2項に定める標準修業年限を越えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し修了する学生(以下「長期履修学生」という。)となることを希望する旨を申し出たときは、別に定めるところにより、その計画的な履修を認めることができる。

第3章 学年・学期及び休業日

第7条 学年は4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

第8条 学年を分けて次の2期とする。

(1) 春学期 4月1日より9月15日まで

(2) 秋学期 9月16日より翌年3月31日まで

第9条 休業日は次のとおりとする。

(1) 土曜日・日曜日

(2) 「国民の祝日に関する法律」に規定する休日

(3) 削除

(4) 夏季休業 別に定める学年暦による

(5) 冬季休業 別に定める学年暦による

(6) 春季休業 別に定める学年暦による

2 その他学長が必要と認めた日を臨時の休業日とすることがある。

3 学長が必要と認めたときは、休業日に授業を行うことができる。

第4章 教育方法及び履修方法等

第10条 本大学院の教育は、授業科目の授業及び学位論文の作成等に対する指導(以下「研究指導」という。)によって行うものとする。

第11条 研究科における授業科目及び単位数は別表第1のとおりとする。

第12条 学生は、別表第1の授業科目表の授業科目について各研究科が定める次の単位以上を修得しなければならない。

研究科名	課程名	専攻名	要修了単位数
経済学研究科	修士課程	経済学専攻	32単位
経営学研究科	修士課程	経営学専攻	32単位
人間文化研究科	修士課程	人間文化専攻	32単位
バイオ環境研究科	博士課程前期	バイオ環境専攻	34単位
	博士課程後期	バイオ環境専攻	24単位
工学研究科	博士課程前期	機械電気システム工学 専攻	34単位
	博士課程後期	機械電気システム工学 専攻	24単位

2 本大学院において教育研究上有益と認めるときは、本学が適当と認めた他大学の大学院研究科の授業科目を履修させることができる。

3 前項の規定により履修した授業科目の単位は、10単位を超えない範囲で、本大学院において履修したものとみなすことができる。

4 本大学院において教育研究上有益と認めるときは、本大学院に入学する前に大学院において履修した授業科目について修得した単位(科目等履修生として修得した単位を含む)を、10単位を超えない範囲で、本大学院において

履修したものとみなすことができる。

第13条 授業科目を履修し、その試験に合格した者には、所定の単位を与える。

2 授業科目の成績は100点を満点とし、60点未満を不合格とする。その評点は、次のとおり定める。

優 80点以上	合格
良 70点以上80点未満	
可 60点以上70点未満	
否 60点未満	不合格

第14条 授業科目の単位数は次の基準による。

(1) 講義については、15時間の講義をもって1単位とする。

(2) 演習については、15時間の演習をもって1単位とする。

(3) 実験及び実習については、30時間の実験又は実習をもって1単位とする。

第14条の2 本大学院において、教育職員免許法に定める中学校並びに高等学校の専修免許状を取得しようとする者は、中学校教諭又は高等学校教諭1種免許状の基礎を有し、教育職員免許法及び同施行規則に定める所定の単位を修得しなければならない。

2 前項で取得できる教員免許状は次のとおりである。

研究科	免許状の種類	教科
人間文化研究科	中学校教諭専修免許状	社会
	高等学校教諭専修免許状	地理歴史
バイオ環境研究科	中学校教諭専修免許状	理科
	高等学校教諭専修免許状	理科

第5章 単位の授与・課程の修了及び学位記

第15条 修士課程あるいは博士課程前期については、2年以上在学し、研究科所定の単位を修得し、かつ必要な研究指導を受けた上、修士論文の審査及び最終試験に合格した者をもってその課程を修了したものとする。但し、在学期間に関しては、優れた業績を上げた者については、修士課程あるいは博士課程前期に1年以上在学すれば足りるものとする。

2 前項の場合において、当該修士課程あるいは博士課程前期の目的に応じ適当と認められるときは、特定の課題についての研究の成果の審査をもって修士論文の審査に代えることができる。

3 博士課程後期については、3年以上在学し、研究科所定の単位を修得し、かつ必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格した者をもってその課程を修了したものとする。但し、在学期間に関しては、優れた業績を上げた者については、大学院に3年(修士課程あるいは博士課程前期に2年以上在学し当該課程を修了した者は当該在学期間の2年を含む)以上在学すれば足りるものとする。

第16条 本大学院の研究科の修士課程あるいは博士課程(前期・後期)を修了した者には次の学位を授与する。

研究科名	課程名	専攻名	学位名
経済学研究科	修士課程	経済学専攻	修士(経済学)
経営学研究科	修士課程	経営学専攻	修士(経営学)
人間文化研究科	修士課程	人間文化専攻	修士(文化研究) 修士(社会情報) 修士(心理学)
バイオ環境研究科	博士課程前期	バイオ環境専攻	修士(バイオ環境)
	博士課程後期	バイオ環境専攻	博士(バイオ環境)
工学研究科	博士課程前期	機械電気システム工学 専攻	修士(工学)
	博士課程後期	機械電気システム工学 専攻	博士(工学)

第17条 学位授与に関して必要な事項は、大学学位規程によるものとする。

第6章 入学・退学・休学・復学・留学

第18条 入学の時期は毎学期の始めとする。

第19条 本大学院修士課程あるいは博士課程前期に入学の資格を有する者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 大学を卒業した者
- (2) 大学評価・学位授与機構により学士の学位を授与された者
- (3) 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者
- (4) 文部科学大臣の指定した者
- (5) 大学に3年以上在学し、本大学院において所定の単位を優れた成績をもって修得したと認めた者
- (6) 本大学院において、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者

2 本大学院博士課程後期に入学の資格を有する者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 修士の学位を有する者
- (2) 外国において、修士の学位に相当する学位を授与された者
- (3) 文部科学大臣の指定した者
- (4) 本大学院において、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者

第20条 本大学院に入学を志願するものは、所定の手続を行わなければならない。

2 入学に関する手続は、別にこれを定める。

第21条 病気その他の事由により休学又は退学しようとするものは、保証人連署の上願い出なければならない。

2 休学は第6条に定める在学年数に算入しない。

3 休学者が復学しようとするときは、復学願を提出し許可を得なければならない。

4 休学の期間は、通算して2年を超えることはできない。

第22条 本学が認めた学生の留学期間の学籍は留学とし、休学扱いとしない。

2 留学は第6条に定める在学年数に算入する。

第23条 願いにより退学した者が、2年以内に再入学を願い出た場合には、これを許可することがある。

第24条 学長の許可を受けることなく、他の大学院へ入学又は転学を願い出ることとはできない。

2 他の大学院から本大学院に編入学を希望する場合には、選考の上、これを許可することがある。

第7章 科目等履修生・聴講生・委託生・研究生

第25条 授業科目の履修を願い出た者に対しては、選考の上、科目等履修生としてこれを許可することができる。

第26条 特定の授業科目について聴講を願い出た者に対しては、選考の上、聴講生としてこれを許可することができる。

第27条 公共団体又はその他の機関より本大学院の特定の授業科目について修学を委託された場合、選考の上、委託生としてこれを許可することができる。

2 特定の課題について研究を願い出たものに対しては、選考の上、研究生としてこれを許可することができる。

第28条 科目等履修生、聴講生、委託生、研究生は、本学則及びその他の規則を守らなければならない。但し、第6条及び第5章の規定は準用しない。

第8章 学費等

第29条 本大学院に入学を出願する者は、入学検定料を納付しなければならない。

第30条 本大学院に入学を許可された者は、入学金を納付しなければならない。

第31条 学生は、授業料、施設設備費、実験・実習費その他定められた学費を納付しなければならない。

第32条 科目等履修生は、登録料及び受講料を、聴講生は聴講料を、委託生は委託生修学料を、研究生は登録料及び在籍料を納付しなければならない。

第33条 学費等の金額については、別表第2のとおりとする。

2 前項の納付については、別に定める学費規程に従って納付しなければならない。

第34条 一旦受理した学費は、いかなる理由があっても返還しない。

第34条の2 休学期間内は、学費の納付を免除する。休学期間中には在籍料を春学期・秋学期ごとに納付しなければならない。なお、当該期間中の学費納付者にあつては、在籍料を免除する。

第35条 授業料その他の学費の納付を怠った者は除籍する。

2 前項により除籍されたものが復籍を願い出たときは、選考の上許可することができる。

第9章 職員組織及び運営組織

第36条 本大学院各研究科に研究科長を置く。

2 研究科長は、当該研究科に関する学務を総括する。

第37条 【欠条】

第38条 【欠条】

第39条 本大学院の各研究科に研究科委員会を置き、関係学部長・研究科長及び当該研究科の授業又は研究指導を担当する専任の教員をもって構成する。

2 研究科長は、研究科委員会を招集し、その議長となる。

3 研究科委員会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

(1) 学生の入学及び課程の修了その他学生の身分取扱いに関する事項

(2) 試験及び単位の修得その他の学修評価に関する事項

(3) 学位論文の審査及び学位の授与に関する事項

(4) 授業及び研究指導の内容及び方法の改善に関する事項

(5) 学生の賞罰に関する事項

(6) 研究指導資格者教員の審査に関する事項

4 研究科委員会は、前項に規定するもののほか、学園又は大学の規則その他において規定する事項について審議し、又は意見を述べるものとする。

第39条の2 研究科委員会の構成及び運営等に関しては、別に定める。

第40条 本大学院に大学院委員会を置き、学長、各研究科長・教務センター長及び各研究科から選出された専任教員1名並びに事務局長及び事務局次長をもって構成する。

2 学長は、大学院委員会を招集し、その議長となる。

3 大学院委員会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

(1) 研究科相互の連絡調整に関する事項

(2) 大学院の自己点検評価に関する事項

(3) 大学院のFD(ファカルティ・ディベロップメント)に関する事項

(4) その他大学院の教育研究に関する重要な事項

4 大学院委員会は、前項に規定するもののほか、学園又は大学の規則その他において規定する事項について審議し、又は意見を述べるものとする。

第41条 大学院委員会の構成及び運営等に関しては、別に定める。

第10章 賞罰

第42条 品行、学業ともに優秀で他の模範となる学生に対しては表彰を行うことができる。

第43条 学生が学則又は他の規則に違反し、その他学生の本分に反する行為をした場合は、学長は、研究科委員会の意見を聴いて、懲戒する。

2 懲戒処分は、訓告、停学及び退学とする。

3 懲戒に関する事項は、「学生の懲戒に関する規則」に定める。

第44条 科目等履修生、聴講生、委託生、研究生が学則又はその他の規則に違反した場合、学長は、研究科委員会の意見を聴いて、許可を取り消すことができる。

第11章 研究施設及び設備等

第45条 本大学院に院生研究室を置く。

2 本大学院学生は、本大学の研究施設及びその他の施設・設備等を利用することができる。

第12章 その他

第46条 本学則に規定のない事項については、京都先端科学大学学則を準用する。

2 この学則の実施について必要な細則は、別に定める。

第47条 この学則の改廃に当たって、学長は研究科委員会及び大学院委員会の意見を聴くものとする。

附 則

この学則は、平成6年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成7年4月1日から施行する。(但し、入学検定料の改定は平成8年度入試から適用)

附 則

この学則は、平成7年4月1日から施行する。(研究科設置・大学院委員会等)

附 則

この学則は、平成8年2月26日から施行する。(大学院委員会構成員追加)

附 則

1 この学則は、平成8年4月1日から施行する。(授業科目・学費等変更)

2 平成7年度に入学した法学研究科の学生の修了必要単位の認定については、既修得科目及び単位を新授業科目分類中にそれぞれ加え、新学則を適用する。

3 平成6年度に入学した法学研究科の学生の修了必要単位の認定については、従前の例による。

附 則

1 この学則は、平成9年4月1日から施行する。(授業科目等変更)

2 平成8年度に入学した経済学研究科及び経営学研究科の学生の修了必要単位の認定については、既修得科目及び単位を新授業科目分類中にそれぞれ加え、新学則を適用する。

附 則

この学則は、平成10年4月1日から施行する。(授業科目変更等)

附 則

この学則は、平成11年4月1日から施行する。(学費改定)

附 則

この学則は、平成11年4月1日から施行する。(授業科目変更等)

附 則

この学則は、平成12年4月1日から施行する。(学費改定)

附 則

この学則は、平成12年4月1日から施行する。(授業科目変更等)

附 則

この学則は、平成13年4月1日から施行する。(学費改定)

附 則

この学則は、平成13年4月1日から施行する。(収容定員の変更、教職課程変更、授業科目変更)

附 則

この学則は、平成14年4月1日から施行する。(研究科設置)

附 則

この学則は、平成14年4月1日から施行する。(授業科目変更・学費改定)

附 則

この学則は、平成15年4月1日から施行する。(授業科目変更・学費改定)

附 則

1 この学則は、平成16年4月1日から施行する。(授業科目変更・学費改定)

2 平成15年度以前に入学した人間文化研究科の学生の修了必要単位の認定については、新たに新設した科目を加え、旧学則を適用する。

附 則

この学則は、平成17年4月1日から施行する。(研究生受入)

附 則

1 この学則は、平成17年4月1日から施行する。(授業科目変更)

2 平成16年度に入学した法学研究科の学生の修了必要単位の認定については、既修得科目及び単位を新授業科目分類中にそれぞれ加え、新学則を適用する。

平成16年度以前に入学した人間文化研究科の学生の修了必要単位の認定については、新たに設置した科目を加え、旧学則を適用する。

附 則

この学則は、平成17年4月1日から施行する。(学費改定)

附 則

この学則は、平成18年4月1日から施行する。(大学院委員会委員の追加)

附 則

1 この学則は、平成18年4月1日から施行する。(授業科目変更)

2 平成17年度に入学した法学研究科、経済学研究科、経営学研究科の学生の修了必要単位の認定については、新たに設置した科目を加え、旧学則を適用する。

附 則

この学則は、平成19年4月1日から施行する。(教育研究上の目的の明確化)

附 則

1 この学則は、平成19年4月1日から施行する。(授業科目変更)

2 平成18年度以前に入学した法学研究科・人間文化研究科の学生の修了必要単位の認定については、新たに設置した科目を加え、旧学則を適用する。

附 則

1 この学則は、平成20年4月1日から施行する。(授業科目変更)

2 平成19年度以前に入学した経済学研究科・経営学研究科・法学研究科・人間文化研究科の学生の修了必要単位の認定については、新たに設置した科目を加え、旧学則を適用する。

附 則

この学則は、平成21年4月1日から施行する。(研究科委員会・大学院委員会の審議事項の追加)

附 則

1 この学則は、平成21年4月1日から施行する。(授業科目変更)

2 平成20年度以前に入学した経済学研究科・経営学研究科・法学研究科・人間文化研究科の学生の修了必要単位の認定については、新たに設置した科目を加え、旧学則を適用する。

附 則

この学則は、平成22年4月1日から施行する。(教育研究上の目標の明確化・専攻名の変更)

附 則

この学則は、平成22年4月1日から施行する。(授業科目変更)

附 則

この学則は、平成22年2月26日から施行する。(大学院長期履修学生)

附 則

この学則は、平成22年4月1日から施行する。(バイオ環境研究科の設置並びに条文整理)

附 則

1 この学則は、平成22年4月1日から施行する。(授業科目変更・学費改定)

2 平成21年度以前に入学した経済学研究科・経営学研究科・法学研究科の学生の修了必要単位の認定については、新たに設置した科目を加え、旧学則を適用する。

附 則

この学則は、平成23年4月1日から施行する。(教育職員免許状追加)

1 この学則は、平成23年4月1日から施行する。(授業科目変更)

2 平成22年度以前に入学した経済学研究科・経営学研究科の学生の修了必要単位の認定については、新たに設置した科目を加え、旧学則を適用する。

附 則

この学則は、平成24年4月1日から施行する。(学年暦の変更)

この学則は、平成24年4月1日から施行する。(事務組織の再編による改正)

1 この学則は、平成24年4月1日から施行する。(授業科目変更)

2 平成23年度以前に入学した経営学研究科、人間文化研究科の学生の修了必要単位の認定については、新たに設置した科目を加え、旧学則を適用する。

附 則

この学則改正は、平成25年4月1日から施行する。(学費改定：平成25年度入学生より適用する)

附 則

1 この改正は、平成25年4月1日から施行する。

ただし、平成24年度以前に入学した経済学研究科、人間文化研究科の学生の修了必要単位の認定については、新たに設置した科目を加え、改正前の学則を適用する。(授業科目変更)

2 この改正は、平成25年4月1日から施行する。ただし、平成25年度入学生より適用する。(学費改定)

附 則

1 この改正は、平成26年4月1日から施行する。

ただし、平成25年度以前に入学した経営学研究科、人間文化研究科の学生の修了必要単位の認定については、新たに設置した科目を加え、改正前の学則を適用する。(授業科目変更)

附 則

この改正は、平成27年4月1日から施行する。(大学のガバナンス改革に関連する改正)

附 則

1 この改正は、平成27年4月1日から施行する。

ただし、平成26年度以前に入学した経営学研究科、バイオ環境研究科の学生の修了必要単位の認定については、新たに設置した科目を加え、改正前の学則を適用する。(授業科目変更)

附 則

この改正は、平成27年12月1日から施行する。(学生の懲戒に関する規則制定に伴う改正)

附 則

この改正は、平成29年4月1日から施行する。

ただし、平成28年度以前に入学した経済学研究科、経営学研究科、法学研究科、人間文化研究科の学生の修了必要単位の認定については、新たに設置した科目を加え、改正前の学則を適用する。(授業科目及び単位数の変更並びに教育職員免許状の廃止)

附 則

この学則は、平成30年4月1日から施行する。(入学定員及び収容定員の変更)

附 則

この改正は、平成30年4月1日から施行する。

ただし、平成29年度以前に入学した人間文化研究科の学生の修了必要単位の認定については、新たに設置した科目を加え、改正前の学則を適用する。(授業科目変更)

附 則

この改正は、平成30年4月1日から施行する。

ただし、平成29年度以前に入学した経済学研究科、経営学研究科の学生の修了必要単位の認定については、新たに設置した科目を加え、改正前の学則を適用する。(授業科目変更)

附 則

この改正は、平成31年4月1日から施行する。(大学の名称変更等に伴う改正)

附 則

この改正は、平成31年4月1日から施行する。

ただし、平成30年度以前に入学した経済学研究科、経営学研究科、人間文化研究科、バイオ環境研究科の学生の修了必要単位の認定については、新たに設置した科目を加え、改正前の学則を適用する。(授業科目変更)

附 則

1 この改正は、平成31年4月1日から施行する。(休学期間の変更【第21条】)

2 この改正は、平成31年度大学院入学生から適用する。(休学期間の変更【第21条】)

附 則

この改正は、平成31年4月1日から適用する。(取得できる教員免許状の一部廃止に伴う改正【第14条の2】)

附 則

この改正は、令和元年9月1日から施行する。(外国人留学生入試(英語基準)の新設に伴う改正)

附 則

この改正は、令和元年9月16日から施行する。(研究科の一部廃止に伴う改正)

法学研究科は、令和元年9月15日をもって廃止する。

附 則

この学則は、令和2年4月1日から施行する。(工学研究科の設置)

附 則

この改正は、令和2年4月1日から施行する。

ただし、平成31年度以前に入学した経済学研究科、経営学研究科、人間文化研究科、バイオ環境研究科の学生の修了必要単位の認定については、改正前の学則を適用する。(授業科目変更)

附 則

この改正は、令和2年4月1日から施行する。（休業日の変更に伴う改正）

京都先端科学大学学位規程 平成6年3月14日制定

第1章 総則

第1条 この規程は、学位規則(昭和28年文部省令第9号)、京都先端科学大学学則及び京都先端科学大学大学院学則に基づき必要な事項を定めることを目的とする。

第2章 学位

第2条 本学において授与する学位は、次のとおりとする。

<大学院>

研究科名	課程名	専攻名	学位名
法学研究科	修士課程	ビジネス法学専攻	修士(法学)
経済学研究科	修士課程	経済学専攻	修士(経済学)
経営学研究科	修士課程	経営学専攻	修士(経営学)
人間文化研究科	修士課程	人間文化専攻	修士(文化研究) 修士(社会情報) 修士(心理学)
バイオ環境研究科	博士課程前期	バイオ環境専攻	修士(バイオ環境)
	博士課程後期		博士(バイオ環境)
工学研究科	博士課程前期	機械電気システム工学専攻	修士(工学)
	博士課程後期		博士(工学)

<学部>

学部名	学科名	学位名
経済学部	経済学科	学士(経済学)
法学部	法学科	学士(法学)
経営学部	経営学科	学士(経営学)
	事業構想学科	学士(経営学)
経済経営学部	経済学科	学士(経済学)
	経営学科	学士(経営学)
人間文化学部	心理学科	学士(人間文化)
	メディア社会学科	学士(人間文化)
	歴史民俗・日本語日本文化学科	学士(人間文化)
	国際ヒューマン・コミュニケーション学科	学士(人間文化)
人文学部	心理学科	学士(人文)
	歴史文化学科	学士(人文)
バイオ環境学部	バイオサイエンス学科	学士(バイオ環境)
	バイオ環境デザイン学科	学士(バイオ環境)
	食農学科	学士(バイオ環境)
健康医療学部	看護学科	学士(看護学)
	言語聴覚学科	学士(言語聴覚学)
	健康スポーツ学科	学士(健康スポーツ学)
工学部	機械電気システム工学科	学士(工学)

第3条 博士の学位は、大学院の博士課程後期を修了した者又は論文審査に合格した者に対して、研究科委員会の意見を聴いて授与する。

2 修士の学位は、大学院の修士課程又は博士課程前期を修了した者に対して、研究科委員会の意見を聴いて授与する。

3 学士の学位は、大学の課程を修了した者に対して、教授会の意見を聴いて授与する。

第3章 学位論文及び最終試験

第4条 修士論文又は博士論文(以下「学位論文」という。)は、研究科長に提出するものとする。

2 提出の期限は、研究科長が定める。

第5条 学位論文は一編とし、正一部・副二部を提出するものとする。

第6条 学位論文は、研究科委員会において審査する。

2 学位論文の審査を行うにあたっては、研究科委員会の下に審査委員会を設ける。審査委員会の構成並びに審査の方法については、研究科委員会が定める。

第7条 学位論文は、精深な学識と、専攻分野における主体的な研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要の高度の主体的能力を示すに足るものをもって合格とする。

第8条 最終試験は、学位論文を提出した者について、その論文に関する分野について、口述もしくは筆記で行う。

第9条 研究科委員会は、学位論文の審査結果及び最終試験の結果について審議し、その三分の二以上の同意をもって、合・否を決定する。

第10条 研究科長は、前条の研究科委員会の結果を文書をもって学長に報告するものとする。

第4章 学位の授与

第11条 学長は、前条の報告に基づき、修士又は博士の学位を授与するものとする。

2 学長は、教授会の意見を聴いて、大学の課程を修了した者に対して、学士の学位を授与するものとする。

3 学位を授与する者に交付する学位記の様式は、別紙付表のとおりとする。

第12条 学位を授与された者が、学位の名称を用いるときは、京都先端科学大学と付記するものとする。

第5章 博士論文の公表

第13条 博士の学位を授与したときは、学位を授与した日から3カ月以内にその論文内容の要旨及び論文審査結果の要旨を公表するものとする。

第14条 博士の学位を授与された者は、学位を授与された日から1カ年以内にその論文を印刷公表しなければならない。ただし、当該学位を授与される前に既に印刷公表したときは、この限りでない。

第6章 博士論文の報告

第15条 博士の学位を授与したときは、学位簿に登録し、当該学位を授与した日から3カ月以内に文部科学大臣に報告するものとする。

第7章 学位論文の保存

第16条 審査に合格した学位論文は、本学図書館に保存するものとする。

第8章 学位の取消

第17条 修士又は博士の学位を授与された者が、不正の方法により授与された事実が判明した場合、若しくはその名誉を汚辱する行為があったときは、研究科委員会の意見を聴いて、その学位を取り消すことができる。

第9章 その他

第18条 その他修士及び博士の学位の授与に関し必要な事項は、研究科において定める。

第19条 この規程の改廃に当たって、学長は教授会又は研究科委員会及び大学評議会の意見を聴くものとする。

附則省略

付表省略

京都先端科学大学大学院長期履修学生内規 平成 22 年 2 月 26 日制定

(趣旨)

第1条 この内規は、京都先端科学大学大学院学則第6条第3項の規定に基づき、長期履修学生に関し必要な事項を定める。

(資格)

第2条 長期履修学生として申請できる者は、本大学院の学生（以下「在学生」という。）又は本学が行う入学試験に合格した者（以下「入学予定者」という。）で職業を有している等の事情にある者とする。

(申請手続)

第3条 長期履修学生となることを希望する者は、在学生においては1年次の2月末日までに、入学生においては入学日の原則20日前までに、次の書類を添えて、当該研究科長を通じて学長に願い出なければならない。

- (1) 長期履修学生申請書（様式第1号）
- (2) 在職証明書（職業を有する者に限る。）
- (3) その他必要と認められる書類

(許可)

第4条 前条の申請については、当該研究科の研究科委員会の議を経て、学長が許可する。

(長期履修期間)

第5条 長期履修学生として、標準修業年数を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修することを認められる期間（以下「長期履修期間」という。）は年度単位とし、長期履修の限度は次のとおりとする。

- (1) 修士課程・博士前期課程は2年（履修計画期間は、標準修業年数2年を含み最大4年）
- (2) 博士後期課程は3年（履修計画期間は、標準修業年数3年を含み最大6年）

(履修計画期間の変更)

第6条 入学時に許可された履修計画期間の延長又は短縮を希望する者は、1年次の2月末までに、長期履修計画期間変更申請書（様式第2号）及び必要書類を添えて、当該研究科長を通じて学長に願い出なければならない。

2 前項の申請については、当該研究科の研究科委員会の議を経て、学長が許可する。

3 第1項に定める延長又は短縮は1回限りとする。

(その他必要事項)

第7条 この内規に定めるもののほか、必要な事項は大学院委員会が定める。

(改廃)

第8条 この内規の改廃は、大学院委員会、各研究科委員会、大学評議会の議を経ることとする。

附 則

この内規は、平成22年2月26日から施行する。

附 則

この改正は、平成24年4月1日から施行する。（組織の再編による改正）